平成２５年（フ）第１５１０号
福岡市東区多の津５丁目５番８―324号
債務者　畔津　康幸
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５１１号
福岡市東区香椎１丁目６―12石川ハイツ307号
債務者　畔津美智子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５２６号
福岡県糟屋郡志免町別府３丁目11番１号
債務者　岸川　辰也
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５３８号
福岡市博多区吉塚６丁目６番14号
債務者　中村　友美
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５１号
福岡市早良区有田８丁目12番２号
債務者　永野　長若
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５２号
福岡市博多区住吉５丁目16番11―504号
債務者　高嶋　　優
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５７５号
福岡県宗像市赤間駅前１丁目９番１―406号
債務者　山口美智子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５８１号
福岡市東区三苫１丁目１番28―212号
債務者　寺島明弘こと　陳　　明弘
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５９９号
福岡県古賀市天神６丁目25番１号
債務者　冨高　厚利
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６１２号
福岡市城南区鳥飼６丁目16番23号
債務者　江副　美加
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３２１号
茨城県ひたちなか市大字東石川2577番地49
高宮コーポＢ―203号
債務者　勝村　　忠
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３２７号
茨城県水戸市酒門町1892番地の１　メゾン・クレールＣ棟106号
債務者　大和田　敦
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３３５号
茨城県桜川市岩瀬187番地６
債務者　原　　秋良
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３３６号
茨城県小美玉市羽刈213番地184、旧住所茨城県石岡市正上内２番37号　山崎コーポ203号
債務者　太田名保美
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３６６号
茨城県水戸市常磐町２丁目13番53号
債務者　中川　　歩
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３６７号
茨城県水戸市常磐町２丁目13番53号
債務者　中川　悦子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２６号
鳥取県東伯郡琴浦町大字光368番地１　町住５号、旧住所兵庫県伊丹市美鈴町２丁目85番地の１　郵政宿舎１―124号
債務者　辻谷加津恵
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第２７号
鳥取県東伯郡北栄町江北460番地120
債務者　上田　　英
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部